

カッターナイフ事件の事案解明・公表及び  
取調べの全過程の可視化（録音・録画）を求める会長声明

平成25年5月29日付けの報道において、佐賀地方検察庁所属の検事が、本年2月19日、わいせつ略取等の容疑で取調べを受けていた被疑者に対して、カッターナイフの刃先を露出させながら被疑者に向けて突き出す動作を行っていたという事案が明らかとなった。

本件については、佐賀地方検察庁が事実関係を概ね認めた上で、現在、福岡高等検察庁による調査中であると報じられているが、仮に報道が真実ならば甚だ由々しき事態である。

報道によれば、本件は、公判前整理手続において弁護人らが検察官より証拠開示を受けた取調べ状況の録画記録により明らかとなったものである。

当会はこれまでも取調べの可視化を検察・警察に対して求めてきたが（2008年7月11日付佐賀県弁護士会会長声明）、今回の事件は取調べが録画されていなければ判明しなかった問題であり、取調べの全面可視化が必要不可欠であることを如実に示した事例である。

しかるに、現状は、検察庁での取調べ、警察での取調べのいずれについても、すべての事件の全過程について可視化が実現するに至っていない。

今回の事件が違法・不当な取調べの冰山の一角に過ぎないとすれば、すべての事件を対象とした取調べの全過程の可視化（録音・録画）が急務である。

当会は、検察庁に対し、本件に関する厳正なる事案解明及び調査結果の公表を求めるとともに、改めて検察・警察に対し、すべての事件を対象とした取調べの全課程の可視化（録音・録画）の早期実現を強く求めるものである。

平成25年6月5日

佐賀県弁護士会 会長 桑原 貴洋